

2019年9月25日東海村原子力安全対策懇談会ご説明資料

平成31年度事業計画の概要

平成31年3月

日本原子力発電株式会社
東海事業本部
東海発電所・東海第二発電所

目 次

〈事業運営の基本方針〉	1
1. 事業計画概要	
(1) 平成31年度運転計画	4
(2) 平成30年度からの継続工事等	
1) 東海発電所	4
2) 東海第二発電所	5
2. 安全協定第5条に係る新增設等計画	7

添 付 資 料

1. 東海発電所廃止措置	8
--------------	---

日本原子力発電株式会社
東海事業本部
東海発電所・東海第二発電所

< 事業運営の基本方針 >

当社は、これまでの原子力発電の経験・知見を踏まえ、「安全第一」を最優先に、最新知見に基づく改善の取り組みと、全社一丸となってトラブル低減や火災撲滅に努めているところです。

また、昨年12月に発生した屋内開閉所における感電事故のようなことを二度と繰り返さないという強い決意の下、全社一丸となってハード・ソフトの両面から対策を講じております。さらに今回の事故を教訓として安全文化醸成の観点から、「安全に関し言い合える職場風土を醸成すること」などの重要性を発電所で働く者全員に対して浸透させてまいります。

東海第二発電所は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により自動停止しました。

その後、同年5月21日から第25回定期検査を実施してまいりましたが、停止期間が長期化していることから、原子炉施設保安規定に基づく長期保守管理方針及び特別な保全計画により、発電所機器の維持・管理に努めており、今後とも継続してまいります。

発電用原子炉施設の「新規制基準」への適合性については、平成26年5月20日に原子力規制委員会へ設置変更許可申請書を提出し、その後、同申請書の補正を6回行い、平成30年9月26日に許可をいただきました。今後も自治体の検討協議に適切に対応するとともに、必要な手続きを適切に行い、基準に適合すべく関連設備の工事を進めてまいります。

また、平成29年11月24日に原子力規制委員会へ運転期間延長認可申請書を提出し、その後、同申請書の補正を5回行い、平成30年11月7日に認可をいただきました。

原子力規制委員会による許認可の審査結果等については、自治体及び住民の皆様に対して誠意をもって分かり易く説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

東海発電所については、平成31年度(2019年度)から原子炉領域解体工事に着手する予定でしたが、当該工事に伴い発生する廃棄物を収納する容器の仕様等の決定に時間を要することから、工事着手時期を2024年度に変更することとしました。これに合わせ、廃止措置の終了時期を2030年度まで延長する旨の廃止措置計画の変更届を平成31年3月14日に原子力規制委員会へ提出しました。

昨年に引き続き廃止措置工事を着実に実施・継続してまいります。

また、放射能レベルの極めて低いもの（L3）の埋設施設の設置に関しては、平成27年7月16日に原子力規制委員会へ埋設事業許可申請書を提出し、その後、平成28年12月26日に同申請書の補正を行いました。今後も自治体及び原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、審査状況を踏まえ、施設の設置に向けた準備を進めてまいります。

なお、審査の進捗状況とその内容や結果等については、自治体及び住民の皆様に対して誠意をもって分かり易く説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

1. 事業計画概要

(1) 平成31年度運転計画

平成31年度の東海第二発電所の運転計画を下表に示します。

運転計画	発電電力量	未定
	最大電力	未定
	設備利用率	未定
定期検査 (第25回)	作業期間	自平成23年5月21日 至未定

(2) 平成30年度からの継続工事等

1) 東海発電所

① 廃止措置工事

(平成18年8月9日廃止措置計画の同意及び新增設等に対する事前了解受領)

平成31年度も、原子炉領域について、引き続き、安全貯蔵を行ってまいります。

工事については、原子炉領域以外(熱交換器本体他)の解体撤去工事を継続してまいります。

また、「放射性物質として扱う必要のない物(クリアランス物)」については、引き続き、再生利用等資源の有効活用に取り組んでまいります。

(添付資料-1参照)

② 低レベル放射性廃棄物埋設施設

(平成27年7月16日新增設等計画)

書提出，平成 28 年 12 月 26 日 新 増
設 等 計 画 書（ 変 更 ） 提 出 ）
（ 平 成 27 年 7 月 16 日 埋 設 事 業 許 可
申 請 ， 平 成 28 年 12 月 26 日 埋 設
事 業 許 可 申 請 の 一 部 補 正 ）
放 射 能 レ ベ ル の 極 め て 低 い も の
（ L3 ） の 埋 設 施 設 の 設 置 に つ い て
は ， 自 治 体 及 び 原 子 力 規 制 委 員 会 の
審 査 に 適 切 に 対 応 す る と と も に ， 審
査 状 況 を 踏 ま え ， 施 設 の 設 置 に 向 け
た 準 備 を 進 め て ま い り ま す 。

2) 東 海 第 二 発 電 所

① 使 用 済 燃 料 貯 蔵 設 備 の 増 強 工 事

（ 平 成 11 年 4 月 22 日 新 増 設 等 に 対
す る 事 前 了 解 受 領 ）

貯 蔵 容 器 24 基 中 ， 17 基 の 製 造 が 完
了 し て お り ， こ の う ち 15 基 の 貯 蔵 容
器 に 使 用 済 燃 料 を 貯 蔵 し て お り ま
す 。

平 成 31 年 度 は ， 第 四 期 工 事 分（ 貯
蔵 建 屋 内 搬 入 済 ） の 貯 蔵 容 器 4 基 及
び 第 五 期 工 事 分 の 貯 蔵 容 器 2 基 の 製
造 を 継 続 す る と と も に ， 今 後 新 規 制
基 準 に 基 づ く 検 査 を 実 施 し た 後 に 使
用 を 開 始 す る こ と で 進 め て ま い り ま
す 。

② 新 規 制 基 準 へ の 適 合 性 審 査 対 応

（ 平 成 26 年 5 月 20 日 新 増 設 等 計 画

書提出，平成29年11月8日，平成30年5月31日及び9月12日新増設等計画書（変更）提出）

（平成26年5月20日設置変更許可申請，平成29年11月8日，平成30年5月31日，6月21日，6月27日，9月12日及び9月18日設置変更許可申請の一部補正，平成30年9月26日設置変更許可受領）
新規制基準への適合性については，自治体の審査に適切に対応するとともに，必要な手続きを適切に行い，基準に適合すべく関連設備の工事を進めてまいります。

③ 運転期間延長認可申請の審査対応

（平成29年11月24日運転期間延長認可申請東海村報告，平成30年2月23日，5月8日，9月20日，10月19日及び10月23日運転期間延長認可申請（変更）報告）

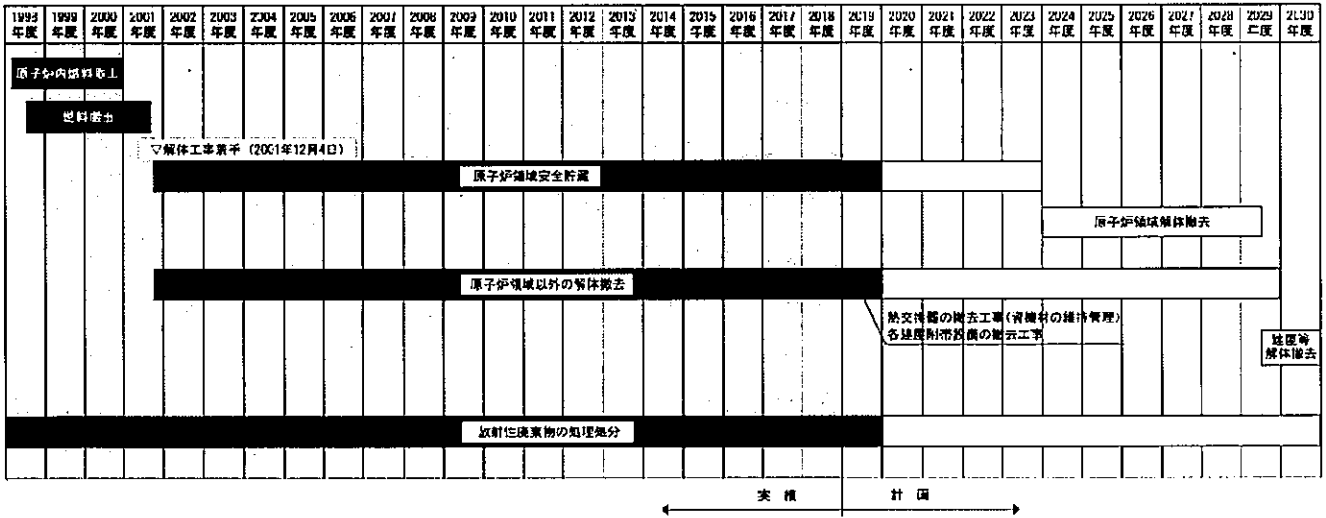
（平成29年11月24日運転期間延長認可申請，平成30年2月23日，5月8日，9月20日，10月19日及び10月23日運転期間延長認可申請の一部補正，平成30年11月7日運転期間延長認可受領）

2 . 安全協定第 5 条に係る新増設等計画
なし

以 上

東海発電所廃止措置

廃止措置工程



解体概念図

